



## ねたきり老人に医療費 65歳から引下げ

この日から、身体や精神に障害のある六十五歳から六十九歳までのおとしよりの医療費が無料になります。これは、おとしよりの福祉をすすめるために、ねたきり老人などについては、七十歳にならなくても夕夕でお医者さんにかかるようにしたものです。

七十歳以上のおとしよりの医療費は、すでに無料になっていますが、六十五歳以上のねたきり老人など身体や精神に障害のあるおとしよりの、七十歳以上のおとしよりのと同じようになりまし。しかし、所得の多い人は除かれます。

次のことから当てはまると思われる人は、早めに市民課給付係で手続きをすませてください。

- ①国民年金法による障害年金や障害福祉年金を受けている人で障害年金証書の交付を受けている人
- ②身体障害者手帳の交付を受けている人

## 国民年金 十年年金は 月一万二千五百円に

二十歳以上「年金の年」といわれ老後生活の大きな支えである国民年金が大幅に改善されることになりました。

■年金額の引上げ  
いま、支給の行なわれている十年年金は、月五千円から一万二千五百円に改定されます。

とができず、七十歳から老齢福祉年金を受けるまで待つてもらっていましたが、来年一月から、老齢特別給付金として月四千円が支給されることになりました。

■掛金の引上げ  
年金額が二、五倍引き上げられたことにより、掛金も定額の五百五十円、五年年金の七百五十円が来年一月から、一律九百円に引き上げられます。今後、段階的に引き上げられる予定です。また、附加年金の掛金は三百五十円から四百円に改定されます。

（市民課）

## 児童・特別児童扶養手当の改善

児童扶養手当・特別児童扶養手当のもらえる人や手当の額などがこの10月1日から改善されることになりました。

児童扶養手当とは、父親のいない家庭の児童、父親が身体障害者や、長期の病気で公的年金を受けない人などに支給

されるものです。また、特別児童扶養手当とは、身体または精神に障害のある子どもさんのある家庭に支給されますが、母子福祉年金・準母子福祉年金・老齢福祉年金・障害福祉年金を除いた公的年金を受けることができる人には支給されません。

### 公的年金との併給

区分	現行	改正後
児童扶養手当	公的年金給付とは併給しない。	障害福祉年金および老齢福祉年金と併給する。（48年10月分から）
特別児童扶養手当	障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金、老齢福祉年金および児童扶養手当と併給する。	公的年金給付と併給する。ただし、年金（48年10月分）たる年金を支給事由とすることができる場合は、併給しない。

### 手当の月額

区分	現行		改正後	
	実施年月	47年10月分から	48年10月分から	49年1月分から
児童扶養手当	児童1人の場合	4,300円	6,500円	6,500円
	児童2人の場合	2人以上の児童1人に対する加算額 400円	左に同じ	7,300円
	児童3人以上の場合3人以上1人に対する加算額	400円	400円	400円
特別児童扶養手当	実施年月	47年10月分から	48年10月分から	
	児童1人につき	4,300円	6,500円	

### 所得制限の限度額表

扶養親族などの数	48年5月1日から	
	本人	配偶者および扶養義務者
0人	1,204,700円	4,710,000円
1人	1,344,700	4,910,000
2人	1,484,700	5,050,000
3人	1,624,700	5,190,000
4人	1,764,700	5,330,000
5人	1,904,700	5,470,000
6人	2,044,700	5,610,000
7人	2,184,700	5,750,000
8人	2,324,700	5,890,000

■限度額は、収入金額から所得税法第28条第2項、第3項、および第4項の給与所得控除の規定を適用したものである。

■昭和48年における限度額の扶養加算額は、本人の場合、扶養親族など1人につき、14万円、（ただし老人扶養親族である場合は16万円）（所得税法第84条、扶養義務者の場合は、扶養親族1人につき14万円（所得税法第83条の配偶者控除）2人目以降は、扶養親族1人につき14万円（ただし、老人扶養親族があるときは1人につき2万円を加算）

《福祉事務所》

## あなたの作品をどうぞ

### 南国市展

一般 11月21日  
児童・生徒 11月7日

## 保育

### 来春入所したい児童

来春、保育所に入所を希望する児童の実態をつかみ、よりよい保育所の運営に役だてるために、保育所入所予備調査を実施します。明年四月から保育所へ児童を入所させたい人（現在、保育所に入所している継続児童も含みます。）は、調査票を提出してください。

▽調査期間  
十月二十日～十一月十日

▽入所児童の年齢  
満二歳以上（昭和四十七年四月以前の出生児）の児童から小学校就学前の児童（満五歳児）

▽調査票の請求先と提出先  
保育所、福祉事務所保育管理係

▽調査項目  
児童の住所、氏名、生年月日、父母の氏名、年齢、職業、勤務先、希望する保育所名、児童のようす・健康状態、からだの障害とその程度

## 国保

### 交通事故での受診

交通事故でケガをうけたときは、事故の責任はすべて加害者であり治療費は加害者が全部弁償すべきです。ところが弁償の話合いに時間がかかりがちで、それまで国保を使うことができます。

加害者が負担すべき医療費を市が一時的に支払い、あとで加害者に請求する方法です。

国保を使用するときは、国保係

## 募集

### 市職員の採用試験

試験の区分  
行政（男子）一般行政事務の補助的な仕事に従事します。

保母（女子）保育所の仕事に従事します。いずれも採用は若干名

受験の資格  
行政・昭和二十四年四月二日か

見込みの人。学歴は問いません。

■受付の期間  
十月二十二日（月）から十一月五日（月）まで。受付は平日の午前九時から午後五時。土曜日は午前十二時まで。

■試験の日と場所  
第一次試験・十一月二十一日（水）午後一時、市役所。

■その他  
高校卒業程度の筆記試験を行ないます。

試験の内容・初級職員として必要な教養と一般的知識、知能について五技択一式の筆記試験。出題数は五〇問。解答時間は二時間三十分です。

第二次試験・十二月九日（日）

第一次試験に合格した人に対して作文・面接を行ないます。

■その他  
申し込みの用紙・試験について問い合わせは管理課職員係まで。